

尾道市都市公園条例の一部を次のとおり改正

尾道市都市公園条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表第3(第13条関係)				別表第3(第13条関係)			
(1) 略				(1) 略			
(2) 公園を占用する場合				(2) 公園を占用する場合			
	種別	単位	使用料		種別	単位	使用料
法第7条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	1本1年につき	<u>680円</u>	法第7条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	1本1年につき	<u>790円</u>
	電話柱	1本1年につき	<u>400円</u>	法第7条第1項第1号に掲げる工作物	電話柱	1本1年につき	<u>460円</u>
	その他の柱類	1本1年につき	<u>40円</u>	法第7条第1項第1号に掲げる工作物	その他の柱類	1本1年につき	<u>46円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>4円</u>	法第7条第1項第1号に掲げる工作物	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>5円</u>
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>2円</u>	法第7条第1項第1号に掲げる工作物	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>3円</u>
	地上に設ける変圧塔	1個につき1年	<u>790円</u>	法第7条第1項第1号に掲げる工作物	地上に設ける変圧塔	1個につき1年	<u>910円</u>
法第7条第1項第2号に掲げる物件	水道管、下水道管、ガス管その他これに類するもので外径0.1メートル未満のもの	1メートル1年につき	<u>24円</u>	法第7条第1項第2号に掲げる物件	水道管、下水道管、ガス管その他これに類するもので外径0.1メートル未満のもの	1メートル1年につき	<u>27円</u>
	水道管、下水道管、ガス管その他これに類するもので外径0.1メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき	<u>95円</u>	法第7条第1項第2号に掲げる物件	水道管、下水道管、ガス管その他これに類するもので外径0.1メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき	<u>110円</u>
	水道管、下水道管、ガス管その他これに類するもので外径0.4メートル以上のもの	1メートル1年につき	<u>470円</u>	法第7条第1項第2号に掲げる物件	水道管、下水道管、ガス管その他これに類するもので外径0.4メートル以上のもの	1メートル1年につき	<u>550円</u>
	郵便差出箱	1個につき1年	<u>330円</u>	法第7条第1項第4号に掲げる物件	郵便差出箱	1個につき1年	<u>380円</u>
法第7条第1項第4号に掲げる物件	公衆電話所	1個につき1年	<u>790円</u>	法第7条第1項第4号に掲げる物件	公衆電話所	1個につき1年	<u>910円</u>

る工 作物			
都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第12条第2項第1号に掲げる標識	1本1年につき		<u>630円</u>
都市公園法施行令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設及び同項第8号に掲げる工事用材料置場	1平方メートル1年につき		<u>170円</u>
略	略		

(3) 略

る工 作物			
都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第12条第2項第1号に掲げる標識	1本1年につき		<u>730円</u>
都市公園法施行令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設及び同項第8号に掲げる工事用材料置場	1平方メートル1年につき		<u>190円</u>
略	略		

(3) 略